

平成31年3月

働き方改革の一環として、労働基準法が改正され、今年4月からすべての企業において、年10日以上の子次有給休暇が付与される労働者については、年5日以上の取得義務が課されました（罰則＝罰金あり）。また、今年の子ゴールデンウィーク（GW）は、改元の時期でもあり特別に10連休になり、全国各地でさまざまな祝賀行事も予定されています。

こうした状況下で、厚生労働省では、年次有給休暇を取得しやすい環境整備を目的として毎年行っている「仕事休もつ化計画」キャンペーンを、今年は特に力を入れて推進しています。

今回は、こうした活動についてご紹介いたします。

### 2019年の仕事休もつ化計画

厚生労働省では、「仕事休もつ化計画」をキャッチフレーズに、年次有給休暇を取得しやすい環境整備を目的として、「夏季」「10月の年次有給休暇取得促進期間」および「年末年始」の時期の取り組みを推奨して来ましたが、加えて今年には特に「ゴールデンウィーク」における年次有給休暇取得の社会的な機運の醸成を図るための広報活動を行っています。



今年の特異なゴールデンウィーク（4月27日（土）～5月6日（月）までの10連休）に加えて、たとえば、5月7日（火）と8日（水）を計画年休とし、9日（木）と10日（金）をプラスワン休暇とする「仕事休もつ化計画」＝大型連休を推奨しています。大型連休を取って、「自分流バケーション」を見つけてみませんか！ということです。

計画的付与制度を導入することは、年次有給休暇の取得を推進するとともに、労働基準法を遵守する観点からも重要となります。

## 1) 導入例

例えば、2019年のゴールデンウィークに導入すると？

年次有給休暇を土日、祝日と組み合わせて、連続休暇に。

土日の休日や祝日に計画的付与の年次有給休暇を組み合わせて大型連休にすることができます。また、□点囲みのような日に年次有給休暇をさらに組み合わせること(プラスワン休暇)も可能です。

2019年4月+5月のゴールデンウィーク

日	月	火	水	木	金	土
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25

注: 27日(土)は「みどりの日」(点囲み)。28日(日)は「こどもの日」(点囲み)。29日(月)は「こどもの日」(点囲み)。30日(火)は「こどもの日」(点囲み)。1日(水)は「こどもの日」(点囲み)。2日(木)は「こどもの日」(点囲み)。3日(金)は「こどもの日」(点囲み)。4日(土)は「こどもの日」(点囲み)。5日(日)は「こどもの日」(点囲み)。6日(月)は「こどもの日」(点囲み)。7日(火)は「こどもの日」(点囲み)。8日(水)は「こどもの日」(点囲み)。9日(木)は「こどもの日」(点囲み)。10日(金)は「こどもの日」(点囲み)。11日(土)は「こどもの日」(点囲み)。12日(日)は「こどもの日」(点囲み)。13日(月)は「こどもの日」(点囲み)。14日(火)は「こどもの日」(点囲み)。15日(水)は「こどもの日」(点囲み)。16日(木)は「こどもの日」(点囲み)。17日(金)は「こどもの日」(点囲み)。18日(土)は「こどもの日」(点囲み)。19日(日)は「こどもの日」(点囲み)。20日(月)は「こどもの日」(点囲み)。21日(火)は「こどもの日」(点囲み)。22日(水)は「こどもの日」(点囲み)。23日(木)は「こどもの日」(点囲み)。24日(金)は「こどもの日」(点囲み)。25日(土)は「こどもの日」(点囲み)。

# 労使一体となって計画的に年次有給休暇を取得しよう



●労働基準法が改正され、年5日間の年次有給休暇を確実に取得させることが必要となります。年次有給休暇の計画的付与制度を導入しましょう。

方式	年次有給休暇の付与の方法	適した事業場、活用事例
一斉付与方式	全従業員に対して同一の日に付与	製造部門など、操業を止めて全従業員を休ませることのできる事業場などで活用
交替制付与方式	班・グループ別に交替で付与	流通・サービス業など、定休日を増やすことが難しい企業、事業場などで活用

また、地域ごとに学校の休みを分散化する取り組みを「キッズウィーク」と呼んでいます。これに合わせて親世代が年次有給休暇を取ることも推奨しています。

**【キッズウィーク】** 地域ごとに夏休みなどの一部を他の日に移して学校休業日を分散化する取組(キッズウィーク)が平成30年度から始まっています。子供たちの親を含め、働く方々は年次有給休暇を取得しましょう!

### <個別相談の実施>

次世代法に関する「行動計画の策定・届出」「行動計画の更新」「認定・認証の取得」などについて、ご要望をいただければ、次世代育成支援対策推進員(特定社会保険労務士)がお伺いして個別相談にお応えいたします。お気軽にご連絡ください。

神奈川県経営者協会 TEL 045-671-7060